



群労発基 0517 第 2 号
令和 6 年 5 月 17 日

独立行政法人労働者健康安全機構 群馬産業保健総合支援センター所長 殿

群馬労働局長



「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格段の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 196 号）が令和 6 年 5 月 8 日に告示され、令和 7 年 10 月 1 日から適用されるところです。

その改正の内容及びその他留意事項等については別添のとおりですので、傘下事業場への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0508 第 3 号
令和 6 年 5 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第196号）が令和6年5月8日に告示され、令和7年10月1日から適用することとされたところである。その改正の内容及びその他留意事項等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の概要等

1 改正の概要

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」という。）に規定される、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアクリル酸等112物質を定めるとともに、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める等の改正を行ったものであること。なお、これらの物の種類及び濃度基準値の一覧は別添のとおりであること。

2 適用期日

令和7年10月1日

第2 細部事項

1 ジクロロベンゼン

パラジクロロベンゼンの濃度基準値については、令和7年4月1日施行のリスクアセスメント対象物としての名称変更を踏まえて削

除すると共に、新たにジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）として定めたものであること。

2 異性体の濃度基準値

フェニレンジアミン（パラ-フェニレンジアミン及びメタ-フェニレンジアミンに限る。）及びペンタン（ノルマル-ペンタン及び2-メチルブタンに限る。）については、複数の異性体それぞれに濃度基準値が定められていることから、これらの異性体が混在する場合、定められた異性体ごとに濃度基準値が適用されるものであること。

3 その他

濃度基準値等の細部事項については、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について」（令和5年4月27日付け基発0427第1号）第2において示しているとおりでること。

第3 その他

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の第4の2（1）について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
2 保護具着用管理責任者の選任、管理すべき事項等 （1）安衛則第12条の6第1項関係 （略） これらの職務を行うに当たっては、 <u>令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」</u> 及び平成29年1月12日付け基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」に基づき対応する必要があることに留意すること。	2 保護具着用管理責任者の選任、管理すべき事項等 （1）安衛則第12条の6第1項関係 （略） これらの職務を行うに当たっては、 <u>平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」</u> 、平成17年2月7月付け基発第0207007号「防毒マスクの選択、使用等について」及び平成29年1月12日付け基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」に基づき対応する必要があることに留意すること。

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸	2 ppm	—
アクリル酸ノルマルブチル	2 ppm	—
2-アミノエタノール	20 mg/m ³	—
3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	0.2 mg/m ³	—
アリルアルコール	0.5 ppm	—
アリルノルマルプロピルジスルフィド	—	1 ppm
3-(アルファアセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)	0.01 mg/m ³	—
3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	0.005 ppm	—
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm
イソプロピルアミン	2 ppm	—
イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
エチルアミン	5 ppm	—
エチルセカンダリーペンチルケトン	10 ppm	—
エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N)	0.1 mg/m ³	—
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	20 ppm	—
エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート	1 ppm	—
エチレンジアミン	10 ppm	—
2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	0.1 ppm	—
塩化ホスホリル	0.6 mg/m ³	—
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	0.5 mg/m ³	—
オゾン	—	0.1 ppm
過酸化水素	0.5 ppm	—
カーボンブラック	レスピラブル粒子 として 0.3 mg/m ³	—
ギ酸メチル	50 ppm	100 ppm
クロム	0.5 mg/m ³	—

2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	2 mg/m ³	—
クロロ酢酸	0.5 ppm	—
クロロジフルオロメタン (別名HCFC-22)	1,000 ppm	—
2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル (別名エンフルラン)	20 ppm	—
酢酸	—	15 ppm
酢酸ブチル (酢酸ターシャリーブチルに限る。)	20 ppm	150 ppm
三塩化りん	0.2 ppm	0.5 ppm
酸化亜鉛	レスピラブル粒子として 0.1 mg/m ³	—
酸化カルシウム	0.2 mg/m ³	—
酸化メシチル	2 ppm	—
ジアセトンアルコール	20 ppm	—
2-シアノアクリル酸メチル	0.2 ppm	1 ppm
2-(ジエチルアミノ)エタノール	2 ppm	—
ジエチルアミン	5 ppm	15 ppm
ジエチルパラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	0.05 mg/m ³	—
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	60 mg/m ³	—
シクロヘキサン	100 ppm	—
ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエタンに限る。)	100 ppm	—
ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	1,000 ppm	—
ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	1,000 ppm	—
ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	10 ppm	—
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	—
ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H)-イル)メチル] (別名アジンホスメチル)	1 mg/m ³	—
ジフェニルエーテル	1 ppm	—
N, N-ジメチルアニリン	25 mg/m ³	—
水酸化カルシウム	0.2 mg/m ³	—

すず及びその化合物（ジブチルスズ＝オキシド、ジブチルスズ＝ジクロリド、ジブチルスズ＝ジラウレート、ジブチルスズビス（イソオクチル＝チオグリコレート）及びジブチルスズ＝マレアートに限る。）	すずとして 0.1 mg/m ³	—
すず及びその化合物（テトラブチルスズに限る。）	すずとして 0.2 mg/m ³	—
すず及びその化合物（トリフェニルスズ＝クロリドに限る。）	すずとして 0.003 mg/m ³	—
すず及びその化合物（トリブチルスズ＝クロリド及びトリブチルスズ＝フルオリドに限る。）	すずとして 0.05 mg/m ³	—
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	すずとして 0.02 mg/m ³	—
セレン	0.02 mg/m ³	—
テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）	0.01 mg/m ³	—
テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC-112）	50 ppm	—
トリエタノールアミン	1 mg/m ³	—
トリクロロエタン（1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。）	1 ppm	—
1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	500 ppm	—
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	1 mg/m ³	—
2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m ³	—
トリニトロトルエン	0.05 mg/m ³	—
トリブロモメタン	0.5 ppm	—
トリメチルアミン	3 ppm	—
トリメチルベンゼン	10 ppm	—
二酸化窒素	0.2 ppm	—
ニトロエタン	10 ppm	—
ニトログリセリン	0.01 ppm	—
ニトロプロパン（1-ニトロプロパンに限る。）	2 ppm	—
ニトロメタン	10 ppm	—

ノナン（ノルマルーノナンに限る。）	200 ppm	—
ノルマルーブチルエチルケトン	70 ppm	—
パラ－アニシジン	0.5 mg/m ³	—
パラ－ニトロアニリン	3 mg/m ³	—
ビニルトルエン	10 ppm	—
N－ビニル－2－ピロリドン	0.01 ppm	—
フェニレンジアミン（パラ－フェニレンジアミン及びメターフェニレンジアミンに限る。）	0.1 mg/m ³	—
フェノチアジン	0.5 mg/m ³	—
ブタノール（ターシャリーブタノールに限る。）	20 ppm	—
フタル酸ジエチル	30 mg/m ³	—
フタル酸ジ－ノルマルーブチル	0.5 mg/m ³	—
フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）（別名DEHP）	1 mg/m ³	—
プロピオン酸	10 ppm	—
プロピレングリコールモノメチルエーテル	50 ppm	—
ブロモトリフルオロメタン	1,000 ppm	—
ヘキサクロロエタン	1 ppm	—
1, 2, 3, 4, 10, 10－ヘキサクロロ－6, 7－エポキシ－1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a－オクタヒドロ－エンド－1, 4－エンド－5, 8－ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	0.1 mg/m ³	—
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	0.005 ppm	—
ヘプタン（ノルマルーヘプタンに限る。）	500 ppm	—
1, 2, 4－ベンゼントリカルボン酸1, 2－無水物	0.0005 mg/m ³	0.002 mg/m ³
ペンタン（ノルマルーペンタン及び2－メチルブタンに限る。）	1,000 ppm	—
無水酢酸	0.2 ppm	—
無水マレイン酸	0.08 mg/m ³	—
メタクリル酸	20 ppm	—
メタクリル酸メチル	20 ppm	—
メチラール	1,000 ppm	—
N－メチルアニリン	2 mg/m ³	—
メチルアミン	4 ppm	—

N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル (別名プロポキスル)	0.5 mg/m ³	—
5-メチル-2-ヘキサノン	10 ppm	—
2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	120 mg/m ³	—
メチレンビス (4, 1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート	0.05 mg/m ³	—
1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	50 ppm	—
よう 沃素	0.02 ppm	—
りん酸	1 mg/m ³	—
りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビソス)	0.01 mg/m ³	—
りん酸トリーノルマルブチル	5 mg/m ³	—
りん酸トリフェニル	3 mg/m ³	—
六塩化ブタジエン	0.01 ppm	—

備考

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十六号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和六年五月八日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正 正 後			改正 正 後		
別表 (第一号～第三号関係)			別表 (第一号～第三号関係)		
物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸	2 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
アクリル酸エチル	(略)	(略)	アクリル酸エチル	(略)	(略)
アクリル酸ノルマルーブチル	2 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
アクリル酸メチル	(略)	(略)	アクリル酸メチル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アニリン	(略)	(略)	アニリン	(略)	(略)
2-アミノエタノール	20 mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	0.2 mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
アリルアルコール	0.5 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	(略)	(略)	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	(略)	(略)
アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド	二	1 ppm	(新設)	(新設)	(新設)
3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)	0.01 mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)

アルファーマチルスチレン	(略)	(略)
3-イソシアナトメチル- 3, 5, 5-トリメチルシク ロヘキシル=イソシアネート	0.005 ppm	二
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm
イソブレン	(略)	(略)
イソプロピルアミン	2 ppm	二
イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
イソホロン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
エチリデンノルボルネン	(略)	(略)
エチルアミン	5 ppm	二
エチル-セカンダリ-ペンチ ルケトン	10 ppm	二
エチル-パラ-ニトロフェニ ルチオノベンゼンホスホネイ ト (別名EPN)	0.1 mg/m ³	二
2-エチルヘキサン酸	(略)	(略)
エチレンジグリコール	(略)	(略)
エチレンジグリコールモノブチ ルエーテルアセタート	20 ppm	二
エチレンジグリコールモノメチ ルエーテルアセタート	1 ppm	二
エチレンクロロヒドリン	(略)	(略)

アルファーマチルスチレン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
イソブレン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
イソホロン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
エチリデンノルボルネン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2-エチルヘキサン酸	(略)	(略)
エチレンジグリコール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
エチレンクロロヒドリン	(略)	(略)

エチレンジアミン	10 ppm	二
エピクロロヒドリン	(略)	(略)
2, 3-エポキシプロピル フェニルエーテル	0.1 ppm	二
塩化アリル	(略)	(略)
塩化ホスホリル	0.6 mg/m ³	二
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘ キサヒドロ-4, 7-メタノ -1H-インデン (別名クロ ルデン)	0.5 mg/m ³	二
オゾン	二	0.1 ppm
オルト-アニシジン	(略)	(略)
過酸化水素	0.5 ppm	二
カーボンブラック	レスピラブル 粒子として 0.3 mg/m ³	二
ギ酸メチル	50 ppm	100 ppm
キシリジン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
グルタルアルデヒド	(略)	(略)
クロム	0.5 mg/m ³	二
クロロエタン (別名塩化エチ ル)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
エピクロロヒドリン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
塩化アリル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
オルト-アニシジン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
キシリジン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
グルタルアルデヒド	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
クロロエタン (別名塩化エチ ル)	(略)	(略)

ル)		
<u>2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン</u> <u>(別名アトラジン)</u>	<u>2 mg/m³</u>	二
<u>クロロ酢酸</u>	<u>0.5 ppm</u>	二
<u>クロロジフルオロメタン (別名HCFC-22)</u>	<u>1,000 ppm</u>	二
<u>2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルフルオロメチルエーテル (別名エンフルラン)</u>	<u>20 ppm</u>	二
<u>クロロピクリン</u>	(略)	(略)
<u>酢酸</u>	二	<u>15 ppm</u>
<u>酢酸ビニル</u>	(略)	(略)
<u>酢酸ブチル (酢酸ターシャリーブチルに限る。)</u>	<u>20 ppm</u>	<u>150 ppm</u>
<u>三塩化りん</u>	<u>0.2 ppm</u>	<u>0.5 ppm</u>
<u>酸化亜鉛</u>	<u>レスピラブル粒子として</u> <u>0.1 mg/m³</u>	二
<u>酸化カルシウム</u>	<u>0.2 mg/m³</u>	二
<u>酸化メシチル</u>	<u>2 ppm</u>	二
<u>ジアセトンアルコール</u>	<u>20 ppm</u>	二

ル)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

<u>2-シアノアクリル酸メチル</u>	<u>0.2 ppm</u>	<u>1 ppm</u>
ジエタノールアミン	(略)	(略)
<u>2- (ジエチルアミノ) エタノール</u>	<u>2 ppm</u>	二
<u>ジエチルアミン</u>	<u>5 ppm</u>	<u>15 ppm</u>
ジエチルケトン	(略)	(略)
ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	<u>0.05 mg/m³</u>	二
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	<u>60 mg/m³</u>	二
シクロヘキササン	<u>100 ppm</u>	二
シクロヘキシルアミン	(略)	(略)
ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエタンに限る。)	<u>100 ppm</u>	二
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	(略)	(略)
ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	<u>1,000 ppm</u>	二
ジクロロトリフルオロエタン (別名CFC-114)	<u>1,000 ppm</u>	二
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	(略)	(略)
ジクロロフルオロメタン (別	<u>10 ppm</u>	二

(新設)	(新設)	(新設)
ジエタノールアミン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
ジエチルケトン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
シクロヘキシルアミン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

名HCF C-21)	(略)	(略)
1, 3-ジクロロプロペン	(略)	(略)
ジクロロベンゼン (パラ-ジクロロベンゼンに限る。)	10 ppm	二
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	二
2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	(略)	(略)
ジチオりん酸O, O-ジメチル-S- [(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H) -イル) メチル] (別名アジンホスメチル)	1 mg/m ³	二
ジフェニルアミン	(略)	(略)
ジフェニルエーテル	1 ppm	二
ジボラン	(略)	(略)
N, N-ジメチルアセトアミド	(略)	(略)
N, N-ジメチルアニリン	25 mg/m ³	二
ジメチルアミン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
しよう腦	(略)	(略)
水酸化カルシウム	0.2 mg/m ³	二
すず及びその化合物 (ジブチ	すずとして	二

1, 3-ジクロロプロペン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジフェニルアミン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジボラン	(略)	(略)
N, N-ジメチルアセトアミド	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジメチルアミン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
しよう腦	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

ルスズ＝オキシド、ジブチルスズ＝ジクロリド、ジブチルスズ＝ジラウラート、ジブチルスズビス（イソオクチル＝チオグリコレート）及びジブチルスズ＝マレアートに限る。）	0.1 mg/m ³	
すず及びその化合物（テトラブチルスズに限る。）	すずとして 0.2 mg/m ³	二
すず及びその化合物（トリフェニルスズ＝クロリドに限る。）	すずとして 0.003 mg/m ³	二
すず及びその化合物（トリブチルスズ＝クロリド及びトリブチルスズ＝フルオリドに限る。）	すずとして 0.05 mg/m ³	二
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	すずとして 0.02 mg/m ³	二
セレン	0.02 mg/m ³	二
タリウム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
タリウム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	(略)	(略)

1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	(略)	(略)	(略)
二酸化窒素	0.2 ppm	二	
ニッケル	(略)	(略)	
ニトロエタン	10 ppm	二	
ニトログリセリン	0.01 ppm	二	
ニトロプロパン (1-ニトロプロパンに限る。)	2 ppm	二	
ニトロベンゼン	(略)	(略)	
ニトロメタン	10 ppm	二	
ノナン (ノルマル-ノナンに限る。)	200 ppm	二	
ノルマル-ブチルエチルケトン	70 ppm	二	
N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	(略)	(略)	
パラ-アニシジン	0.5 mg/m ³	二	
(削る)	(削る)	(削る)	
パラ-ターシャリーブチルトルエン	(略)	(略)	

1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
ニッケル	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
ニトロベンゼン	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
パラ-ジクロロベンゼン	10 ppm	二	
パラ-ターシャリーブチルトルエン	(略)	(略)	(略)

パラニトロアニリン	3 mg/m ³	二
ヒドラジン及びその一水和物	(略)	(略)
ヒドロキノン	(略)	(略)
ビニルトルエン	10 ppm	二
N-ビニル-2-ピロリドン	0.01 ppm	二
ビフェニル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
フェニレンジアミン (パラ- フェニレンジアミン及びメタ- フェニレンジアミンに限 る。)	0.1 mg/m ³	二
フェニチアジン	0.5 mg/m ³	二
ブタノール (ターシャリー ブタノールに限る。)	20 ppm	二
フタル酸ジエチル	30 mg/m ³	二
フタル酸ジ-ノルマル-ブチ ル	0.5 mg/m ³	二
フタル酸ビス (2-エチルヘ キシル) (別名DEHP)	1 mg/m ³	二
2-ブテナール	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フルフリルアルコール	(略)	(略)
プロピオン酸	10 ppm	二

(新設)	(新設)	(新設)
ヒドラジン及びその一水和物	(略)	(略)
ヒドロキノン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
ビフェニル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2-ブテナール	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フルフリルアルコール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

無水酢酸	0.2 ppm	二
無水マレイン酸	0.08 mg/m ³	二
メタクリル酸	20 ppm	二
メタクリル酸メチル	20 ppm	二
メタクリロニトリル	(略)	(略)
メチラール	1,000 ppm	二
N-メチルアニリン	2 mg/m ³	二
メチルアミン	4 ppm	二
N-メチルカルバミン酸2- イソプロピルオキシフェニル (別名プロボキスル)	0.5 mg/m ³	二
メチルターシャリーブチル エーテル (別名MTBE)	(略)	(略)
5-メチル-2-ヘキサノン	10 ppm	二
2-メチル-2, 4-ペンタ ンジオール	120 mg/m ³	二
4, 4'-メチレンジアニリン	(略)	(略)
メチレンビス(4, 1-シクロ ロヘキシレン) = ジイソシア ネート	0.05 mg/m ³	二
1-(2-メトキシ-2-メ チルエトキシ)-2-プロパ ノール	50 ppm	二

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
メタクリロニトリル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
メチルターシャリーブチル エーテル (別名MTBE)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
4, 4'-メチレンジアニリン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

よう 沃素	0.02 ppm	二
りん化水素	(略)	(略)
りん酸	1 mg/m ³	二
りん酸ジメチル＝1－メトキシカルボニル－1－プロペン－2－イル (別名メビンホス)	0.01 mg/m ³	二
りん酸トリトリル (りん酸トリ (オルト－トリル) に限る。)	(略)	(略)
りん酸トリ－ノルマル－ブチル	5 mg/m ³	二
りん酸トリフェニル	3 mg/m ³	二
レソルシノール	(略)	(略)
六塩化ブタジエン	0.01 ppm	二

備考 (略)

(新設)	(新設)	(新設)
りん化水素	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
りん酸トリトリル (りん酸トリ (オルト－トリル) に限る。)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
レソルシノール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

備考 (略)